

重 要

【提出にあたり、今一度ご確認ください。】

○R7 申請書様式の変更点

- 1、農業者ごとの「品種」と「需要者社名」の記載欄を削除しました。
- 2、需要者情報に「品種」を追加しました。1 事業者に複数品種を出荷している場合は、1 品種 1 行ずつ記載してください。
- 3、需要者情報の補助対象出荷数量の「合計」を追加しました。SUM 関数が入っているため、追加の入力は不要です。ただし、補助事業者(農業者等)の数量の合計と一致しているか、ご確認ください。

○提出書類について、国の要領の変更に伴い、変更になりましたので、次ページをご確認ください。

○単価は加工用米 7,000 円/10a、米粉用米 5,000 円/10a、酒造好適米 2,000 円/10a です。ただし、申請多数の場合は、予算の範囲内で適宜助成単価を減額することがあります。ご了承ください。

○面積は用途区分別※で農業者ごとに 1 アール未満切捨てです。

※加工用うるち米、加工用もち米、米粉用米、酒造好適米

○補助事業者の資格をよくご確認ください。

→認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

助成対象となるには、認定農業者に令和 8 年 1 月末までに認定される必要があります。

○申請書兼実績報告書の提出締切は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）を予定しています。

○実需先の住所は、市内の本社・営業所等の住所を記載してください。

○補助金関連文書は申請年を含めて 5 年間の保管が義務付けられています。

→交付決定を通知する際に交付条件として通知します。監査が入る可能性もありますので確実に保管してください。

→保管しておくと各種様式記載の際に前年度のものが参考として活用できるので、事務の効率化にもつながります。

元気な農業応援事業 地域内流通促進の要件・交付申請兼実績報告に係る提出書類

※下線は「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の変更に伴い、変更になった箇所

区分	交付対象要件	農業者等の提出書類
加工用米 米粉用米	需要者は、新潟県内に本社があり、かつ新潟市内に支社・営業所等がある事業所であること。	・実需者との結び付き実績書(元気な農業応援事業の様式：添付資料 1) ・新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）の原本または写し 【関連書類】 ・加工用米、米粉用米の「<u>〇年産加工用米等取組計画書</u>」（国別紙様式第 3－1 号）の写し ・加工用米、米粉用米の「<u>〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表</u>」（国別紙様式第 6－2 号）の写し
酒造好適米	需要者は、新潟県内に本社があり、かつ新潟市内に支社・営業所等がある事業所であること。 等級が 1 等米以上であること	・実需者との結び付き実績書(元気な農業応援事業の様式：添付資料 1) ・新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）の原本または写し 【関連書類】 ・契約書 ・検査伝票 ・販売伝票 など